



## 医療費助成申請等窓口

京都市保健所

京都市 肝炎対策

検索

保健所名	電話番号	管轄地域
乙訓保健所	075-933-1153	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北保健所	0774-21-2192	宇治市、城陽市、久御山町
// 綴喜分室	0774-63-5745	八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町
山城南保健所	0774-72-0981	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹保健所	0771-62-4751	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹西保健所	0773-22-6381	福知山市
中丹東保健所	0773-75-0806	舞鶴市、綾部市
丹後保健所	0772-62-4312	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

京都市各区・支所  
健康長寿推進課等

京都市 肝炎対策

検索

健康長寿推進課等	電話番号
北区役所健康長寿推進課	075-432-1438
上京区役所健康長寿推進課	075-441-2872
左京区役所健康長寿推進課	075-702-1219
中京区役所健康長寿推進課	075-812-2544
東山区役所健康長寿推進課	075-561-9128
山科区役所健康長寿推進課	075-592-3222
下京区役所健康長寿推進課	075-371-7292
南区役所健康長寿推進課	075-681-3573
右京区役所健康長寿推進課	075-861-2177
京北出張所保健福祉第二担当	075-852-1816
西京区役所健康長寿推進課	075-381-7643
洛西支所健康長寿推進課	075-332-8140
伏見区役所健康長寿推進課	075-611-1162
深草支所健康長寿推進課	075-642-3876
醍醐支所健康長寿推進課	075-571-6747

お問合せ・ご相談窓口

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府健康福祉部健康対策課

電話：075-414-4739（直通）



# B型・C型ウイルス性肝炎治療に 対する医療費助成制度について



京 都 府

## 京都府ではB型・C型ウイルス性肝炎治療の医療費の一部を助成する制度を実施しています。



### 対象となる方

京都府内に住所があり、医療保険各法等の被保険者又は被扶養者で、B型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療、C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療をされる方に、医療費を助成しています。



### 助成の対象となる医療

- B型、C型肝炎ウイルスの除去を目的とするインターフェロン治療<sup>1</sup>
- C型肝炎ウイルスの除去を目的とするインターフェロンフリー治療<sup>2</sup>
- B型肝炎ウイルスの増殖を抑える核酸アナログ製剤治療
- 各治療にかかる初診料、再診料、検査料、入院料、薬剤料  
(ただし、いずれも助成期間内に算定されたものに限りです。)
- 各治療を継続するために必要な副作用の治療にかかる費用  
※保険外の診療や入院時の食事代、差額ベッド代などは対象となりません。
  - 1 インターフェロン治療について
    - 一定の条件を満たす場合、2回目・3回目の制度利用が認められます。
    - インターフェロンフリー治療で不成功となった場合、以後のインターフェロンを含む治療は、助成対象となります。
  - 2 インターフェロンフリー治療について
    - 原則として助成回数は1回です。ただし、一定の条件を満たす場合、再治療について改めて助成の対象となることがあります。



### 助成期間

助成の期間は、原則として申請書類が受理された月の初日から、各薬剤の治療予定期間に即した期間になります。ただし、以下に該当する場合、助成期間の延長が認められることがあります。

※インターフェロンフリー治療では、いかなる場合も助成期間の延長はできません。

- 核酸アナログ製剤治療は、治療継続が必要と医師が認める場合、更新を認めます。
- インターフェロン治療は、一定の条件を満たす場合、6か月を限度とする期間延長を認めます。
- インターフェロン治療の副作用により、休止期間がある場合、最大2か月を限度とする期間延長を認めます。



### 医療費の自己負担

患者さんの世帯の市町村民税課税年額によって、負担額が決まります。

区分	世帯の市町村民税（所得割）課税年額	自己負担限度額（月額）
甲	235,000円以上	20,000円
乙	235,000円未満	10,000円

住民票上の同一世帯全員の市町村民税課税年額の合算が原則ですが、患者さんと同一生計にない（申請者の配偶者でないこと。申請者あるいはその配偶者と地方税法上・医療保険上の扶養関係にないこと。）と認められた世帯員については、合算対象から除外されます。



### 申請手続きについて

- ① 申請（持参又は郵送）  
お住まいの地域の保健所等（京都市内は各区・支所の健康長寿推進課等）又は京都府健康対策課への申請が必要です。
- ② 審査  
肝炎治療の専門の医師による協議会により、認定基準を満たしているかどうかを審査します。
- ③ 受給者証の交付  
申請が認められた患者さんには、受給者証を交付します。
- ④ 受診  
医療機関を受診する際や薬局で薬をもらう際には、受給者証を必ず提示してください。

### 手続きの流れ

